

令和6年度徳島市会計年度任用職員 (学校給食調理業務・6時間15分パートタイム勤務) 募集案内

徳島市教育委員会
体育保健給食課

1 募集内容

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 業務名 | 学校給食調理業務 |
| (2) 採用人数 | 1人 |
| (3) 職務の内容 | 徳島市内の小・中学校給食調理場での調理補助 |
| (4) 勤務場所 | 徳島市内の小・中学校 |
| (5) 任用期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

2 受験資格

次の(1)から(3)の要件を満たす人(年齢、学歴は問いません)

- (1) 任用期間を通じて職務に従事できる人
- (2) 調理従事員として調理業務を遂行する能力がある人
- (3) 次のいずれにも該当しない人
 - ① 禁錮以上に刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

3 試験日時・試験場及び合格発表

- (1) 試験日時 体育保健給食課より指定した日時
- (2) 試験場所 徳島市役所 11階 体育保健給食課
- (3) 合格発表 1週間～10日程度で郵送による通知

4 試験の方法及び内容

- (1) 試験方法 個別面接試験
- (2) 試験内容 職務適正、対人関係能力等について

5 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、写真を貼り付けて、徳島市教育委員会体育保健給食課(〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所11階)に提出してください。

- (1) 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「会計年度任用職員(学校給食調理業務)申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所、氏名を明記の上、必ず簡易書留で郵送してください。
- (2) 持参の場合は、徳島市役所11階体育保健給食課へお越しください。

6 合格から採用まで

- (1) 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

7 勤務条件

※採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、令和7年度以降も再度任用することがあります。 (任用初年度を含めた3年度を限度とします)
勤務日	週5日(原則、月曜日から金曜日)徳島市教育委員会が指定する日 週休日(土曜日、日曜日)及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までは休み
勤務時間	週31時間15分 原則、 給食のある日 8:30から15:30まで(休憩45分) 給食のない日 9:00から16:00まで(休憩45分)
給与	月額 <u>132,487円~149,183円</u> (地域手当相当額を含む)※ 徳島市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与(報酬)月額を決定します。
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、地域手当、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大20日)を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤上の災害については労働者災害補償制度が適用されます。
職務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。(サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
その他	給与支給日は毎月20日 健康診断あり

8 その他

- (1) 提出された書類は、返還できません。
- (2) 受験に際して徳島市が収集する個人情報は、当該試験及び任用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

9 問い合わせ先

徳島市教育委員会

体育保健給食課

〒770-8571

徳島市幸町2丁目5番地

電話：088-621-5416 (平日 8:30~17:00)